

第 3 7 0 回 兵庫県議会議案 説明資料

＜令和 6 年度関係＞

【条例関係】

- I 安心こども基金等設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 2

【事件決議関係】

- II 県が行う建設事業についての市町負担額の決定・・・・・・・・・・ 3

＜令和 7 年度関係＞

【条例関係】

- III 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正
する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- IV 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 5
- V 兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例・・・・ 6

令和 7 年 3 月
農 林 水 産 部

I 安心こども基金等設置条例の一部を改正する条例【第200号議案】

1 制定の理由

国の森林整備加速化・林業再生事業費補助金等を活用して行う事業が終了したこと等に伴い、当該事業の資金に充てるために設置した森林林業緊急整備基金を廃止することとし、所要の整備を行う。

2 制定の概要

森林林業緊急整備基金に係る規定を削除する（第1条及び別表関係）。

3 施行期日

公布の日

Ⅱ 県が行う建設事業についての市町負担額の決定【第201号議案】

県が行うため池等整備事業は市町が受益するものであるので、当該建設事業に要する経費のうち令和6年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
ため池等整備事業	福崎町	工事費に100分の11を乗じて得た額

Ⅲ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例【第23号議案】

1 制定の理由

農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により、農地中間管理機構が、農地中間管理事業の実施により農地中間管理権若しくは経営受託権の設定若しくは移転（以下「農地中間管理権の設定等」という。）若しくは農作業の委託を受け、又は賃借権、使用貸借による権利若しくは経営受託権の設定若しくは移転（以下「賃借権の設定等」という。）若しくは農作業の委託を行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定めて知事の認可を受けなければならないこととされたことに伴い、知事の権限に属する事務のうち、当該認可に関する事務等について、神戸市等が処理することとする。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務を処理する市町を追加する。

2 制定の概要

(1) 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げる事務を神戸市が処理するものとする（本則の表67の7の部関係）。

ア 農地中間管理機構が、農地中間管理権の設定等若しくは農作業の委託を受け、又は賃借権の設定等若しくは農作業の委託を行おうとするときの農用地利用集積等促進計画に係る認可に関する事務

イ アの認可をしたときの農業委員会への通知及び公告に関する事務

(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げる事務を処理する市町に西宮市、洲本市、相生市、たつの市、赤穂市、朝来市、淡路市、宍粟市、及び上郡町を加える（本則の表67の7の部関係）。

ア 農地中間管理機構が、農地中間管理権の設定等若しくは農作業の委託を受け、又は賃借権の設定等若しくは農作業の委託を行おうとするときの農用地利用集積等促進計画に係る認可に関する事務（対象土地が農地転用又は開発行為を伴う権利の設定若しくは移転に係る土地である場合に係るものを除く。(2)において同じ。)

イ アの認可をしたときの農業委員会への通知及び公告に関する事務

3 施行期日

令和7年4月1日

IV 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例【第30号議案】

1 制定の理由

前回一斉改定（平成5年度）からの物価上昇を考慮し、以下の使用料及び利用料金の基準額について、その適正化を図るため、所要の整備を行う。

- (1) フラワーセンター使用料〔兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例〕
- (2) 農業大学校使用料〔兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例〕
- (3) 三木山森林公園利用料金〔兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例〕
- (4) 但馬牧場公園利用料金〔兵庫県立但馬牧場公園の設置及び管理に関する条例〕
- (5) 兵庫楽農生活センター使用料〔兵庫楽農生活センターの設置及び管理に関する条例〕
- (6) 兵庫県立公園あわじ花さじき使用料

〔兵庫県立公園あわじ花さじきの設置及び管理に関する条例〕

2 制定の概要

名 称	主なもの		
	区 分	現 行	改正案
フラワーセンター使用料	本館研修室利用料金 (13時から閉園時刻まで)	600円	650円
農業大学校使用料	大研修室利用料金 (13時～17時)	2,100円	2,300円
三木山森林公園利用料金	音楽ホール利用料金 (13時～17時)	7,500円	8,300円
但馬牧場公園利用料金	農産物加工室利用料金 (13時～17時)	5,050円	5,600円
兵庫楽農生活センター使用料	研修室A利用料金 (13時から閉園時刻まで)	2,300円	2,500円
兵庫県立公園あわじ花さじき使用料	駐車場利用料金 (長さ7メートル以上の自動車)	1,600円	1,800円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

使用料等の徴収等について必要な経過措置を定める。

V 兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 【第 37 号議案】

1 制定の理由

環境に配慮した農法である有機農業の普及を促進するため、兵庫県立農業大学校（以下、「大学校」という。）に、有機農業を担い、指導的役割を果たすことができる者を養成する有機農業課程を設置することとし、当該課程の修業年限及び入学資格を定める等、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 大学校に有機農業課程を設置し、当該課程の修業年限を 1 年とする（第 4 条関係）。
- (2) 大学校の有機農業課程に入学することができる者は、学校教育法による高等学校を卒業した者又は大学校の長がこれと同等以上の学力があると認めた者とする（第 5 条関係）。
- (3) その他規定の整備を行う（第 4 条及び第 5 条関係）。

3 施行期日

令和 7 年10月 1 日